

介護保険制度における 住宅改修の手引き



掛川市長寿推進課

目 次

第1章 本編

1. 利用できる方	P1
2. 支給の要件	P1
3. 支給限度基準額	P1
4. 支給方法	P2
5. 住宅改修の流れ	P2
6. 住宅改修の流れ(図解)	P3
7. 住宅改修の種類	P4.5
8. 住宅改修費が支給できない場合	P6
9. 現地確認について	P6
10. 申請書類提出時の留意点	P6
11. 提出書類チェックリスト	P7.8
12. 住宅改修Q & A	P9.10

第2章 資料編

1. 住宅改修費支給申請書	P11
2. 住宅改修の承諾書	P12
3. 委任状	P13
4. 住宅改修が必要な理由書	P14.15
5. 見積書記入例	P16.17
6. 写真貼付用紙	P18
7. 住宅改修事前確認通知書	P19



～介護保険制度における住宅改修費支給制度について～

要介護認定されている方が、できるだけ自宅で自立した生活を続けるために必要な住宅改修にかかる費用の一部が支給されます。手すりの取付けや床の段差解消等、資産形成につながらない比較的小規模なものが対象です。

第1章 本編

1. 利用できる方

掛川市の被保険者であり、介護保険の要介護(支援)の認定を受け、介護保険被保険者証に記載されている住所地の住宅に実際に居住し、在宅で生活されている方、もしくは介護認定中または入院中や施設入所中の方で退院・退所が決まっている方。

※認定結果が「非該当」の場合や退院・退所できない場合は、支給できません。

※実際に居住していることが条件なので、月に数回の外泊時に在宅している場合も利用はできません。

2. 支給要件

- 要介護(支援)認定を受けた方が居住する住宅であること。
(ただし、介護保険被保険者証に記載されている住所地の住宅のみが対象となります。)
- 改修内容が、介護保険制度の支給対象となる工事であること。
- 要介護(支援)者本人が自立した生活を営むために必要な改修であること
- 着工前に事前申請をして、掛川市に申請の承認をうけていること。

ご注意ください！

※事前申請せずに改修を行った場合は、支給の対象となりません。

3. 支給限度基準額

要介護(要支援)状態区分にかかわらず、要介護(支援)者一人当たり20万円までです。ただし、1割～3割は負担割合に応じて自己負担となりますので、介護保険から支給される額は18万円が上限となり、その限度額の範囲内であれば、何回かに分けて利用することができます。

※20万円を超える工事を行った場合、超えた費用については、全額自己負担となります。ただし、下記の場合は例外として、改めて支給限度基準額20万円分の住宅改修費が受けられます。

【再度利用できる場合】

- 転居して住所が変わった場合(ただし、同一住居に20万円分まで)
- 要介護状態が著しく重くなった場合

初めて住宅改修を行ったときの「要介護状態区分」を基準として、その段階が3段階以上上がった場合(3段階リセットの例外)

※「3段階リセットの例外」は、一人の被保険者に対して1回しか適用されません。

適用パターン

初回の住宅改修着工日	追加の住宅改修着工日
要介護2	要介護5
要介護1または要支援2	要介護4・5
要支援1	要介護3～5

4. 支給方法

利用者が費用の全額を住宅改修業者へ支払った後、申請により、給付対象部分の9～7割相当額を、後日、掛川市から利用者に給付する方式。

5. 住宅改修の流れ

1 要介護認定

2 ケアマネジャー等に相談

住宅改修を行う前に、担当のケアマネジャーもしくは地域包括支援センターに希望を伝え、改修の内容を相談します。

そのうえで、改修を行う場合は担当のケアマネジャーもしくは地域包括支援センターに「住宅改修が必要な理由書」の記載を依頼します。

3 住宅改修業者(事業者)に見積を依頼

複数の業者に依頼し、比較することをおススメします。

4 事前申請(事前確認書類の提出)

必要な書類

- ・介護保険住宅改修費支給申請書
- ・住宅改修が必要な理由書
- ・改修前の写真(日付入りのもの)
- ・住宅の所有者が被保険者本人と異なる場合は承諾書
- ・受領が被保険者本人と異なる場合は委任状
- ・見積書
- ・図面(平面図等)

5 掛川市(保険者)による事前承認

市から被保険者あてに、介護保険住宅改修費支給確認書を送付します。

6 住宅改修業者に施工を依頼し完成

7 事後申請(領収書・写真等の提出)

必要な書類

- ・領収書(原本)
- ・改修後の写真(日付入りのもの)

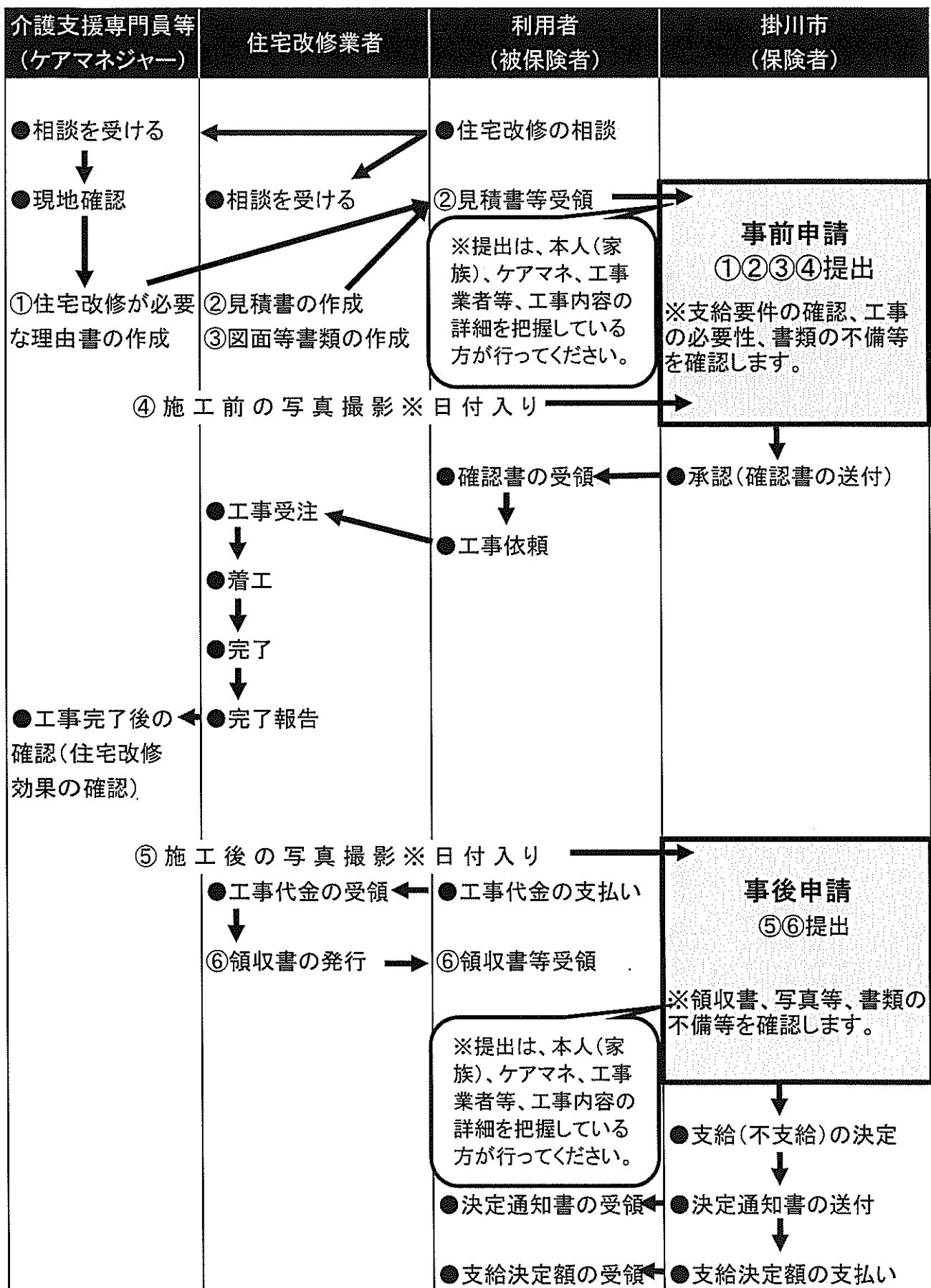
※必要に応じ、工事施工状況確認のため調査に伺います。

8 掛川市(保険者)による確認(支給決定)

9 住宅改修費支給

支給は原則、事後申請受付月の翌々月末になります。

6. 住宅改修の流れ(図解)



7. 住宅改修の種類

※各参考事例は、あくまで一般的な事例を取り上げています。対象の可否についてあいまいなケースについては、利用者の身体状況等により個別に判断する場合がありますので、必ず事前に長寿推進課保険給付係にご相談ください。

(1) 手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防や移動、または移乗動作の補助を目的として手すりを設置

[付帯工事]

手すりの取付けのための壁の下地補強も対象

○保険給付対象工事(例)	× 対象外工事(例)
○居室内の手すり	× 集合住宅等の共有部分の手すり(ただし、貸主の承諾があり、動線上であれば可)
○敷地内の手すり (玄関から門扉までの通路等)	× 敷地外の手すり
○手すりの付け替え・移設 (身体状況の変化等による場合のみ可、老朽化に起因するものは不可)	× 取付け工事を伴わない手すり × 固定されていない家具等への手すりの取付け

※家具等が住宅に据え付けられており、かつ手すりを取付けるのに十分な強度が確認できる場合は、対象になります。

(2) 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜の解消

[付帯工事]

浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

○保険給付対象工事(例)	× 対象外工事(例)
○各居室の敷居を低く(撤去)する工事	× スロープや踏み台を固定せずに置くだけの工事
○各居室・廊下の段差をなくす工事	× 昇降機・リフト・段差解消機等を設置する工事
○スロープ・踏み台を固定する工事	× 転落防止柵の設置の単独工事
○浴室の洗い場のかさ上げ工事	
○浴槽をまたぎやすい低いものへ取り替える	
○敷石をコンクリートスロープにする	
○飛び石の撤去	
○階段(段差)の勾配を緩やかにする	

※スロープ幅は歩行の方は1mまで、車椅子移動の方は1.2mまで給付対象

(3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

- ① 居室: 畳から板製床材、ビニール製床材等への変更
- ② 浴室: 滑りにくい床材への変更
- ③ 通路面: 滑りにくい舗装材への変更

[付帯工事]

床材の変更のための下地の補強や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤整備も対象

○保険給付対象工事(例)	× 対象外工事(例)
○畳から滑りにくいものへの床材の変更 ○浴室の床材を滑りにくい床材に変更 ○屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更 ○階段の滑り止め(固定されているもの)	× 老朽化による床材の張替え

(4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等

[付帯工事]

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

○保険給付対象工事(例)	× 対象外工事(例)
○開き戸から引き戸・折戸・吊り戸・アコーディオンカーテン等への取替え ○ドアノブの変更、戸車の設置 ○扉の撤去 ○重い引き戸から軽い引き戸への取替え ○老朽化に起因するものは不可)	× 自動ドアに取り替えた場合の、動力部分相当費 × 老朽化に伴う扉の変更

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への変更等工事を伴う便器の取替え

[付帯工事]

便器の取替えに伴う給排水工事(水洗化又は簡易水洗化にかかるものを除く)、便器の取替に伴う床材の変更

○保険給付対象工事(例)	× 対象外工事(例)
○和式便器から洋式便器への取替え ○既存の洋式便器の位置や向きの変更 ○便器の取替えに伴う床材変更 (必要最低限の面積)	× 洋式便器から洋式便器への取替え × 既存の和式便器はそのままで、新規に洋式便器を設置 × 暖房便座や洗浄機能等のみを目的とし、これら機能が付加された便座への変更 × 電気工事

8. 住宅改修費が支給できない場合

次の場合は、事前申請で承認を受けていても、住宅改修費の支給ができません。

- (1)被保険者が工事完了前に死亡した場合。
(死亡時に完了している部分までの支給となります。)

- (2)被保険者が医療機関及び介護保険施設を退院しないまま死亡した場合。

- (3)要支援・要介護認定が非該当となった場合。

9. 現地確認について

掛川市(保険者)が、書類上の確認だけでは判断が困難な場合、もしくは介護保険給付費の適正化事業の一環で、現地確認(工事の前後)をする場合があります。

10. 申請書類提出時の留意点

- (1)書類への押印にはスタンプ型の印鑑は使用しないでください。

- (2)修正液等での修正は行わず、二重線と訂正印を使用して修正してください。

- (3)被保険者が入院中の場合、退院日をお伺いします。可能な範囲で把握をお願いします。

- (4)支給限度基準額は同一の住宅で20万円です。このため、支給限度基準額を超えた額については、全額自己負担となります。

- (5)提出書類の不備が多発しています。提出書類チェックリスト(次ページ掲載)を元に、
提出書類を確認した後に提出してください。



※提出書類チェックリストは、一般的な事例を想定しているため、その他書類等が必要な場合もあります。

- (6)確認通知書を受けた後、工事内容の変更がある場合は、事前に市へ相談してください。

- (7)介護認定新規申請中の場合、障害者手帳の有無を確認します。
(有りの場合は、障害程度等級を伺います。)

1.1 提出書類チェックリスト

介護保険住宅改修

提出書類のチェックリスト【事前申請用(工事前)】

被保険者氏名	生年月日	被保険者番号									要介護度	在宅の有無
												在宅・入院(所)中 (退院(所)見込: 月 日)
改修の内容		1. 手すりの取り付け 2. 段差の解消 3. 床材等の変更 4. 引き戸等への扉の取り替え 5. 洋式便器等への便器の取り替え 6. その他()										

チェック項目

①住宅改修費支給申請書

- 申請者名は被保険者となっている
- 着工日、完成日は予定で記入した
- 住宅改修を行う家屋は、現在居住している住所地であり、被保険者証に記載されている住所である

②住宅改修の承諾書 ※住宅の所有者が被保険者以外の場合に必要

- 原則、同姓でも申請者印とは別の印鑑を使用した

③委任状 ※振込口座名義人が被保険者本人以外の場合に必要

④住宅改修が必要な理由書

- 被保険者の担当ケアマネジャーもしくは、地域包括支援センターの職員が記入を行った

⑤見積書(内訳書)

- 担当ケアマネジャー、被保険者家族等と事前にどこを改修するか相談の上、見積書を作成した
- 平成30.7.13「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」の一部改正により、見積書(内訳書)の標準書式が定められたので、自社様式の場合、標準書式の項目を満たす見積書である。
- 見積書の宛名・住所は、被保険者証に記載された氏名と住所である
- 見積書には日付及び事業所名、所在地が記入され、代表取締役名等の記載と押印がされている
- 改修の種類・箇所ごとに、部位、内容(仕様)、単価、数量等を区分して記載している
- 見積書の中に介護保険対象以外の項目が含まれている場合は、保険給付の対象となる部分が明示されている
- 見積書の計算が正しく合っている(誤りの例:施工面積10m²と材料床材1m²×12枚で不一致)
- 洋式便器などへの「便器の取替え」、引き戸などへの「扉の取替え」、滑り防止などのための「床または通路面の材料変更」の場合は、メーカー、使用部材等が確認できるようなカタログを添付した
- 踏み台、スロープの設置等でカタログにない特注品等を使用する場合は、寸法、設計図面の添付(記載)をした。

⑥改修前の写真

- 台紙(写真貼付用紙等)に貼付してある
- 写真の枠内に日付を入れてある
(写真に日付の直接手書きは不可)

写真の不備が多いため、
再度確認してください。



(日付機能がないカメラの場合には、黒板等に日付けを記載の上、改修箇所が黒板等で隠れないよう注意して撮影してください)

- 改修前後とも同じアングルで撮影した
- 改修箇所ごとに、改修箇所の全景を撮影した
- 写真には、手すり等の取り付け位置を書き入れた。(長さや場所はできるだけ正確に記入する)
- 段差解消の場合:段差にメジャー等をあてた写真とその近接写真(目盛りが読める)を準備した
- 扉の取替:半開きの状態(引き戸か開き戸か確認できる)写真を準備した

⑦平面図 ※改修が1箇所であれば、提出省略可

- 改修する箇所(位置)を図面上に分かりやすく記載している(できるだけ家屋の間取りが分かるもの)

介護保険住宅改修

提出書類のチェックリスト【事後申請用(工事後)】

被保険者氏名	生年月日	被保険者番号								要介護度	在宅の有無	
												在宅・入院(所)中 (退院(所)見込: 月 日)
改修の内容	1. 手すりの取り付け 2. 段差の解消 3. 床材等の変更 4. 引き戸等への扉の取り替え 5. 洋式便器等への便器の取り替え 6. その他()											

チェック項目

①領収書(原本)

- 原本の返却が必要な場合は、コピーを用意した(原本に受付印を押してお返します)
- 社印の押印をした(社印がなければ代表者印)
- 宛名は被保険者名である(名字のみは不可)
- 領収年月日を記載した
- 記載金額が5万円以上の場合は、収入印紙が貼付(割印)されている
- コンビニ等納付の場合、収入印紙を貼った支払い控えも持参
- クレジットカード支払いの場合、領収証にクレジット支払いと記載

②請求書(内訳書) ※事前申請と金額、内容の変更がなければ、提出省略可

③改修後写真

- 台紙(写真貼付用紙等)に貼付してある
- 写真の枠内に日付を入れてある
(写真に日付の直接手書きは不可)
(日付機能がないカメラの場合には、黒板等に日付けを記載の上、改修箇所が黒板等で隠れないよう注意して撮影してください)
- 改修前後とも同じアングルで撮影した
- 改修箇所ごとに、改修箇所の全景を撮影した
- 段差解消で踏み台やスロープ設置をした場合、固定されていることが確認できる箇所を撮影した。
(両面テープの場合は、両面テープが貼ってある時の写真を撮影した。)
- 扉の取替:半開きの状態(引き戸か開き戸か確認できる)写真を準備した
- 床材の変更、段差解消でスロープ等設置の場合、幅確認のためにメジャー等をあてた写真とその近接写真(目盛りが読める)を準備した。

12. 住宅改修Q&A

以下の回答は例示であり、個別の相談が必要となる場合があります。

記載内容と申請内容が少しでも異なり判断に迷う場合は、必ず長寿推進課までお問い合わせください。

(1) 手すりの取り付け

① 介護保険施行前に設置した手すりが老朽化したことから、その手すりを撤去し、手すりを設置する場合は対象となるか。

→① 単に老朽化したとの理由であれば認められない。

② 玄関下駄箱への手すりの取り付けは対象となるか。

→② 下駄箱が固定されていること、安全性に問題ないこと等記載された住宅改修が必要な理由書の提出により対象。

(2) 段差の解消

① 居室から屋外に出るため、玄関でなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるか。

→① 玄関にスロープを設置する場合と同様に、段差の解消として対象となる。

② 段差を解消するため浴室内にすのこを制作し、設置する場合は対象となるか。

→② 浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助具の浴室内すのこ(浴室内において浴室の床の段差解消ができるものに限る)に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具の支給対象となる。

③ 居室等と廊下に段差があり、この段差を解消するために「廊下をかさあげする工事」は、給付対象となるか。

→③ 居室と廊下の段差解消には、敷居の改修やスロープの設置が想定されるが、それらによることができないと判断される場合は、その旨を記載した理由書の提出により可。

④ 上り框の段差解消について、式台の設置は支給対象となるか。また、上り框を2段にして利用する工事は支給対象となるか。

→④ 式台の設置は固定されているものであれば支給対象となる。
上り框を2段等にして利用する工事も支給対象とする。

⑤ 浴室の段差解消・滑りにくい床材への変更をユニットバス(壁・床・天井・浴室が一体のもの)の購入設置により行う場合、給付の対象となるか。

→⑤ 紹介対象となる費用総額の算出が可能であれば、紹介の対象とする。
価格振り分け表等により、按分計算を行い、見積書に添付すること。

(3)床材の変更

- ① 通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。またこの場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。
- ① 例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等考えられる。路盤の整備は、付帯工事として支給対象として差し支えない。

(4)引き戸等への扉の取り替え

- ① 既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は対象となるか。
- ① 被保険者の身体状況により、既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とならない。

(5)洋式便器等への取り替え

- ① 和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取り替えは、住宅改修の支給対象となるか。
- ① 商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取り替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の洋式便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。
- ② 既設の洋式便器の便座を、洗浄機能が付加された便座に取り替えた場合は対象となるか。
- ② 介護保険で便器の取り替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定して。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便器に取り替える場合は、住宅改修の対象外である。
- ③ 障害に適応するように、現に使用している洋式トイレの向きを変える工事を行う場合は対象となるか。
- ③ 「洋式便器等への便器の取り替え」として対象になると考える。

(6)家族が行う住宅改修について

- ① 家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給対象となることができるか。
- ① 被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も、一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外となることが適当である。

第2章 資料編

様式第9号（第14条、第24条関係）

居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

新規申請中でも申請可
認定後、支給

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印 捲

次のとおり関係書類を添えて、居宅介護（介護予防）住宅改修費

申請者は被保険者

(フリガナ) 被保険者氏名	保険者番号	掛川市		
生年月日	明・大・昭 年 月 日	性別	男・女	
住所 住宅の所有者	住宅の所有者が本人以外の 場合は同意書が必要			号
改修の内容、 箇所及び規模	名	着工日(予定)	年 月 日	
	完成日(予定)	年 月 日		
改修費用(予定)	着工日、完成日は予定で記入			

(注) 住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類及び工事費の見積書、住宅改修予定箇所の状態が確認できる書類等を添付してください。

居宅介護（介護予防）住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	銀 行 信用金庫 協同組合	本 店 支 店 出張所	種 目	口 座 番 号
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金	
			2 当座預金	
			3 その他	
口座名義人 (カタカナで記入)		口座名義人が被保険者と異なる 場合は委任状が必要		

市記入欄

購入時の要介護度	支1・支2 1・2・3・4・5	履	購入年月日	年 月 日
認定期	～		購入額	円
給付制限	□無		残高	円
給付告	介護認定申請中、区分変更申請中の方は、介護認定非該当の場合、全額自己負担になることを了承しているかの確認が必要			
支給対象	また、入院の方も退院できなかった場合、全額自己負担になることを了承しているかの確認が必要			
支給金				

住宅の所有者が本人以外の場合に記入が必要となります

年 月 日

住 宅 改 修 の 承 諾 書

原則、同姓でも申請者印とは別の印鑑を使用してください。
※押印は、朱肉を使ってください。

氏 名

印

私は、下記表示の住宅に、 が

別紙「居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」の住宅改修を行うことを承諾いたします。

委任状

私は、次の者を代理

**振込口座名義人が本人以外の場合に
記入が必要となります**

代理人 住所

氏名 (続柄)

電話

記

	介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請に基づく償還金の受領
<input type="checkbox"/>	介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請に基づく償還金の受領
	介護保険高額介護サービス費支給申請に基づく償還金の受領
委任する項目に○を記入してください。	

令和 年 月 日

委任者 住所

氏名 印

電話

住宅改修が必要な理由書

(P1)

〈基本情報〉

被保険者番号	被保険者名	年齢	歳	生年月日	明治 大正 昭和	年 月 日	性別	□男 □女
利用者				要介護認定 (該当に○)	要支援		要介護	
				1・2	経過的	1・2・3・4・5		
保険者	確認日	年 月 日	評価欄					
住 所	氏 名							

保険者	確認日	年 月 日	評価欄	

被保険者の担当介護支援専門員もしくは、居住の担当地区の地域包括支援センター職員が記入します。

被保険者番号	被保険者名	年齢	歳	生年月日	明治 大正 昭和	年 月 日	性別	□男 □女
利用者				要介護認定 (該当に○)	要支援		要介護	
				1・2	経過的	1・2・3・4・5		
住 所	氏 名							

〈総合的状況〉

利用者の身体状況	福祉用具の利用状況と 住宅改修後の想定		改修前	改修後
	●車椅子	□特殊寝台		
介護状況	●床ずれ防止用具	●体位変換器	●手すり	●スロープ
	●歩行器	●歩行補助つえ	●認知症老人徘徊感知機器	●移動用リフト
	●腰掛便座	●特殊尿器	●入浴補助用具	●簡易浴槽
	●その他			
住宅改修により、 利用者等は日常生活 をどう変えたいか				

住宅改修が必要な理由書

(P2)

〈P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作 ②具体的な困難な状況 ③改修目的と改修の方針 ④改修項目を具体的に記入してください。〉

活動	① 改善しようとしている生活動作 ② ①の具体的な困難な状況 …で困っている) を記入してください。	③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針 (…することで…が改善できる) を記入してください。	④ 改修項目 (改修箇所)
排泄	<input type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入 <input type="checkbox"/> (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 便器からの立ち座り (移乗を含む) <input type="checkbox"/> 衣類の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> できなかつたことをできる ようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全性の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や 不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 手すりの取付け ()
入浴	<input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣類の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入 <input type="checkbox"/> (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 浴室内での移動 (立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持 <input type="checkbox"/> (洗体・洗髪を含む) <input type="checkbox"/> 浴槽の出入 (立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> できなかつたことをできる ようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全性の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や 不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 段差の解消 ()
外出	<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、器具の着脱 <input type="checkbox"/> 屋外への移動 (立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 出入口の出入 <input type="checkbox"/> (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> できなかつたことをできる ようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全性の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や 不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え ()
その他の活動			<input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 ()
			<input type="checkbox"/> 便器の取替え ()
			<input type="checkbox"/> その他の ()

【別紙②】見積書参考様式Aの記入例

住宅改修 の種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	改修部分	名稱(※2)	商品名・規格・寸法等			介護保険対象部分			算出根拠
					数量	単位	金額	数量	単位	金額	
(6) Nc.1		階岸室	壁	下地補強板	ABC社 XX-987, 100×50 L=300	枚	口口	○	枚	○	○○○ ○○○ ○○○
(1) Nc.2		手すり	手すり	エンドキャップ	DE社 z-123 木製(金具:ステンレス)	m	口口	○	m	m	○○○ ○○○ ○○○
(1)					GHI社 YY456	個	○○○	○	個	○○○	○○○ ○○○ ○○○
(1)				材料について、是製造メーカー・商品名・規格・寸法などの詳細を記載する。				○○○	人工	○○○	○○○ ○○○ ○○○
(1)				1階洋室計					△△△△		
				材料名等は極力専門用語を避け、分かりやすい表記にする。							
(3)	1階和室・DK	撤去	既存床撤去工事費		○○	m	口口	○○○ ○○○ ○○○	m	口口口口	口口口口
		床	フローリング材	ナラ原木3cm下地および大製巾h=60	□	m	口口	□□□□	m	□□□□	□□□□
			フローリング張り施工費		○	人工	口口	□□□□	△△△△	△△△△	△△△△
(3)			1階和室・DK計								
(3)(5)	1階トイレ	撤去	既存和式便器(瓦・タイル)撤去工事費		○○	m	口口	○○○ ○○○ ○○○	m	口口口口	口口口口
(3)	Nc7	床	床:クッションフロア材	JKL社 QJ123 合板 t=12mm下地共	○	m	○○○	○○○ ○○○ ○○○	m	○○○ ○○○ ○○○	○○○ ○○○ ○○○
(3)			床張り施工費		○	人工	○○○	○○○ ○○○ ○○○			
(5)	Nc8	便器	洋式便器	MN社 ABC-0071234	1	個	○○○	○○○ ○○○ ○○○	○	人工	○○○ ○○○ ○○○
			便器取付工事費								
			会津水道接続工事費	介護保険給付申請に係る工事については、 材料費と施工費を適切に区分する。		m	○○○ ○○○ ○○○				
			1階トイレ計								
			小計					○○○			
			諸経費					△△△			
			合計					□□□□			
			消費税					○○○			
			総合計					△△△△			

出典:一般社団法人シルバーサービス振興会『住宅改修に係る専門職の関与のあり方に
關する調査研究事業』報告書(平成30年3月発行)

- (※1)住宅改修の種類: (1)手すりの取付け(2)段差の解消(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は運路面の材料の変更(4)引き戸等への扉への取替え(5)洋式便器等への便器の取替え
(6)その他の住宅改修に付帯して必要となる改修
- (※2)名前: 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

【別紙④】見積書参考様式Bの記入例

介護保険住宅改修 工事費 見積書・内訳書に記載すべき項目（見積書参考様式B：介護保険給付対象工事を含む工事全体の見積）記入例

工事全般の見積

介護保険給付対象工事部分の見積及び備考

住宅改修 の種類 (※1)	改修箇所 番号	改修箇所 改修部分	名 称 (※2)	商品名・規格・寸法等			数量	単位	単価	金額	介護保険対象部分		算出根拠	
				数量	単位	金額					数量	単位		
(6)	No.1	壁	下地補修板	ABC社 XX-931a 100×50 L=300	□	枚	□□□□	枚	□□□□	0	枚	0	手すり設置部分を○印でマークして提出	
(1)	No.2	手すり	手すり	DE社 Z-123 不製(金属:アルミ)	0	m	000	m	000	0	m	000	手すり設置部分を○印でマークして提出	
住宅改修の種類		同様に記載する。		材料については、製造メーカー・商品名・型番・規格・寸法等の詳細を記載する。			人工			0000	0	0000	介護保険対象部分を抽出する場合はその工事範囲を明示する。	
(3)		1階和室・DK		板塗装 (例: PB⇒石膏ボード、SUS⇒スチールスなど)			m ²			□□□□	□	m ²	□□□□	板塗装部分を六工半盤は額2.4で区分
(3)	No.3	天井	天井	フローリング張り	△△△△	m ²	□□□□	m ²	□□□□	□□□□	m ²	□□□□	△△△△	△△△△
(3)	No.4	壁	壁	フローリング張り施工費	△△△△	m ²	□□□□	m ²	□□□□	□□□□	m ²	□□□□	△△△△	△△△△
(3)	No.5	天井	天井	木質ボード張り	△△△△	m ²	□□□□	m ²	□□□□	□□□□	m ²	□□□□	△△△△	△△△△
(3)	No.6	内壁・床	内壁・床	カウンター設置料	△△△△	m ²	□□□□	m ²	□□□□	□□□□	m ²	□□□□	△△△△	△△△△
(3)	No.7	床	床	床張り施工費	△△△△	m ²	□□□□	m ²	□□□□	□□□□	m ²	□□□□	△△△△	△△△△
(5)	No.8	床	床	床張り施工費	△△△△	m ²	□□□□	m ²	□□□□	□□□□	m ²	□□□□	△△△△	△△△△
(5)	No.9	給排水工事	給排水工事	給排水工事施工費	△△△△	m ²	□□□□	m ²	□□□□	□□□□	m ²	□□□□	△△△△	△△△△
(5)(1)		1階トイレ		便器取替工事費用(床張り工事費)			m ²			0000	0000	0000	△△△△	△△△△
(3)	No.10	内壁・天井	内壁・天井	壁・天井モルタル仕上げ	△△△△	m ²	□□□□	m ²	□□□□	0000	m ²	0000	△△△△	△△△△
(5)	No.11	床	床	床張り施工費	△△△△	m ²	□□□□	m ²	□□□□	□□□□	m ²	□□□□	△△△△	△△△△
(5)	No.12	床	床	床張り施工費	△△△△	m ²	□□□□	m ²	□□□□	□□□□	m ²	□□□□	△△△△	△△△△
(5)	No.13	給排水工事	給排水工事	給排水工事施工費	△△△△	m ²	□□□□	m ²	□□□□	□□□□	m ²	□□□□	△△△△	△△△△
(5)(2)		1階トイレ計		介護保険給付申請に係る工事については、材料費と施工費を適切に区分する。			0000			0000	0000	0000	△△△△	△△△△
(5)(3)		介護工事の対象となる箇所の写真や図の番号を記載する。		介護保険対象部分の写真や図の番号を記載する。			0000			0000	0000	0000	△△△△	△△△△
(5)(4)		小 計		総 経 費			0			0	%	0000	△△△△	△△△△
(5)(5)		合 計		消費 税			8			8	%	0000	△△△△	△△△△
(5)(6)		総 合 計					0000			0000	0000	0000	△△△△	△△△△

(※1)住宅改修の種類: (1)手すりの取付け(2)絶縁の解消(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材質変更(4)引き戸等への取替え(5)戸式便器等への換装等(6)その他住宅改修に付帯して必要となる改修

(※2)名称: 材料費、施工費、経費等を分けて記載すること

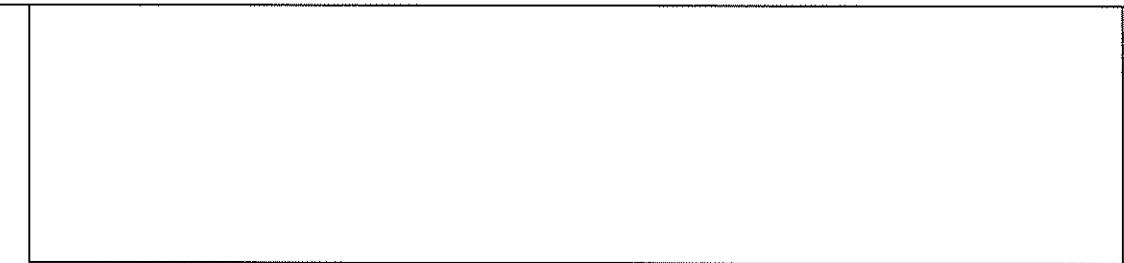
注典:一般社団法人シルバーサービス振興会『住宅改修に係る専門職の関与のあり方に関する調査研究事業』報告書(平成30年3月発行)

居宅介護（介護予防）住宅改修写真貼付用紙

被保険者氏名		改修箇所
改修前	撮影日	※日付入りの写真が原則
改修後	撮影日	※日付入りの写真が原則

- ・写真に日付が入っているか(カメラの日付機能印字でも可)
- ・事前申請の写真(予定図)と見比べ、申請通りに行われているか
- ・改修場所全体が写っているか

※段差解消で踏み台やスロープ設置をした場合：固定されていることが確認できる写真
※床材の変更、段差解消は幅がどれくらいかの確認のため、メジャーを当てた写真



※改修前後の写真は同じ方向から撮影してください。

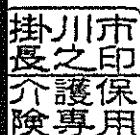
〒436-0000

掛川市長谷1丁目1番地の1

掛川 花子 様

令和元年〇月〇日

事前申請後、確認通知書を
被保険者宛に送付します。
結果を確認の上、工事に着手し
てください。



介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前確認通知書

先に事前申請のありました介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修について、次のとおり確認しましたので通知します。については、内容を確認のうえ住宅改修工事に着手（依頼）してください。

被保険者氏名	掛川 花子	被保険者番号	0000000000
--------	-------	--------	------------

申請確認年月日	令和元年〇月〇日	改修対象金額	200,000円
住宅改修所在地	掛川市長谷1丁目1番地の1	支給予定金額	180,000円

種類	改修箇所	確認結果
手すりの取付	廊下、トイレ室内、トイレ入口	承認
事前申請の内容と工事内容が異なる場合等は原則保険給付の対象外となります。そのため、軽微な変更であっても、必ず事前に相談、ご連絡ください。		

【注意事項】

- 1 介護保険住宅改修費の支給金額は、改修後の領収日及び領収額を審査して正式に決定されますので、改修完了後は速やかに書類を提出してください。
- 2 実際に改修する内容や金額等が申請時と異なる場合は、工事着手前に下記まで御連絡ください。なお、変更が生じた場合は、速やかに届け出ください。
- 3 下記の場合は給付対象になりません。
 - (1) 完了前に病院（施設）へ入院（入所）した及び退院（退所）できなくなった
 - (2) 要介護（要支援）認定が非該当となった

<問い合わせ先>

担当：掛川市健康福祉部長寿推進課

保険給付係 ○○ ○○

電話：0537-21-1196（直通）